

<p>(関連分野) 文書等電子化、調査等行政事務、情報提供</p>
<p>(事業の名称) 都道府県等医薬品等監視関係業務臨時強化事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要 (事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県等は、薬事監視員の資格要件を充たす者（大学等において薬学、医学、歯学、獣医学、理学又は工学に関する専門の課程を修了するなどした者等）を臨時職員として雇い入れ、薬事監視員の業務に従事させることができるものとする。 ・ 原則1年以上の雇用期間とする。
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく監視指導等の業務を実施する体制が強化され、国民の保健衛生に資することとなること。</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 課長補佐 中井清人 / 伏木崇人 電話番号：03-3595-2436 / ファックス：03-3501-0034</p>